

岐阜県公報

号外 (一) 平成三十年一月十九日

目 次
告 示

家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施

(畜 産 課)

ページ

岐阜県告示第二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 筆

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽（だちょう）にあつては、十羽以上を飼養する家きん飼養農場（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。）その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

平成三十年一月二十一日から一月二日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

平成三十年一月十九日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社